

トキとトキニの訓点

中田, 祝夫
東京教育大学教授

<https://doi.org/10.15017/12332>

出版情報 : 語文研究. 10, pp.19-26, 1960-05-30. 九州大学国語国文学会
バージョン :
権利関係 :

トキとトキニの訓点

中 田 祝 夫

この文は、思い付くままを、調査不足のままにだらだらと書き散らした雑文である。とても春日先生に献じられるものではなく、これを提出するに際して心の痛みを感じる。非礼の点は深く御わびいたしたい。雑文であるから無論これといった結論もない。調査不足でもっと調べなくてはと自分さえ危ぶむ有様であるから読者に資する点はほとんどあるまい。いや、いくら調査しても問題自体が本来まとめ難いのであり、無理に解いて見てもあまり有益でないかもしれない。ただ自分には、先に公刊した二篇に後続するものに、「論考篇」を予定している。もし調査を将来に継続して行つて、ある見通しがついた場合は、これを修正した形で今一度その中に書いて見たい。

「トキ」(時)という語が、上に修飾語などをつけて、時間を限定指示し、副修的に下に係る場合、「……時」^{トキニ}なのか「……時」^{トキ}なのかという片々たる問題が、ちよつと気になつたことがある。

例えば古文孝経の仁治本の訓点をのぞいて見ると、その巻頭が、
以て天下を訓ヘシときに、民用(つて)和睦し……

となつてゐる。この場合「……トキ」だけで十分で、格助詞「ニ」を添

えると何か古訓らしい語感がするのである。巻中の諸用法を悉く挙げないと不都合であるが、今はそれを省いて、三千院本の古文孝経の建治点のかの個所を見ても、やはり「訓ヘシトキニ……」^ヲとある。仁治本も三千院本ともに清原家の点本であるが、右のほか、

書陵部蔵本群書治要の清家点

弘安二年本古文孝経

前田家本明応二年加点古文孝経

上野図書館蔵本天正十三年論語古文孝経

藤原実隆臨書文明本孝経

などをのぞいて見ても、

訓ニ^ヲ天下(古文)

順ニ^シ天下(今文)

となつてゐる。今日の我々の訓点語の語感では、やや古態を存しているとも見える「トキニ」は、こうした代表例でも見られるように、かなり後まで伝えられているが、これが唯「……トキ」という今日と同じものになつたのは、清原点本では清原宣条版の、

天明元年版行清家本古文孝経

で、「天下ニ訓^ヲヘシトキ」となっている。清原家伝の訓読語の世界でも「……トキニ」が古くさく感じられ、「……トキ」だけで十分と考えられたものであろう。我が家の家伝の訓法をすて去ったのは、一般の訓読に従ったものようであるが、とにかくこの語は、訓読語として長い伝統を承けた言い方であったようである。

たとえば、徒然草を見ると、

行く末までとおぼしおきし時、いかならむ世にもかばかりあせはてむとはおぼしてむや。(二五段)

なれたる人の、ともある時、我に心おき……(三七段)

念仏の時、ねぶりにをかされて……(三九段)

などと、「時」が助詞を伴わないで副修句になる例はいくらもある。同じことは方丈記などでも、

近く炎上ある時、その災をのがる事なし。

その改め造る時、いくばくの煩ひがある。

というふうであるのに、同じ中世の清家の訓読資料では、「時」が助詞を伴わないで、露出のまま副修句となるのは、絶無とはいわずともひどく少ないのではないかと考えられるからである。例証の一つとして、静嘉堂文庫の、清原宣賢の永正年中加点校正した毛詩鄭箋を示して見よう。

関^ニ離^レ之^ニ (の) 時には驕を以^テ (て) 応と為す。

文^ニ王^レ之^ニ (の) 時に江^ニ沱^レ之^ニ (の) 間に嫡有^リ (り)。

車に乗るトキニ (は)、則^チ (ち) 已^ズに敬^ス和^ス。

この訓点は院政時代から、室町時代にかけて清家の点本として秘重されたものであるが、「トキニハ」「トキニ」「トキハ」(係助詞

が格助詞を代理したもの)があつても、「トキ」だけで副修句になる例は見当たらないようである。そこに、「……トキ」という副修句の、人の注目をひくにたる理由が存するわけである。つまり、「……トキニハ」「……トキニ」「……トキハ」などは、訓読資料にも和文にも共通して現われながら、「……トキ」の副修句だけは訓読資料にない、あるにしても比較的稀れ、少くとも自分の見たある種の資料の範囲ではそういつてよいようである。かようなことが胸中をふとかすめたのは、先年ものした小著の作成中であつた。

小著「古点本の国語学的研究」の「訳文篇」の作成中、というよりも索引もほぼ成り、本文の校了も聞きわになつて、いろいろと訳文をいじくつた記憶がある。それが終校の際の修正ときているので、到る所に前後に矛盾を生じてしまったのは、恥ずべき用意不足で、今も汗顔の至りである。ここにいう「トキニ」という語も、校了の際いじくりだし、方々に推定の補説を加えたりしたが、いまだに釈然としないあるものに関りあつている感じである。

小著の中に収めた地藏十輪經の元慶点には、

爾^ノ時に、……

という訓点例が幾例も見出されるが、後世の文字常識なり語感なりで言えば、これは、

爾^ノ時、

だけで十分なのであつて、わざわざ格助詞「ニ」を訓み添える必要もなく、ちよつと見ると、これはいくらか衍点の気味がないわけでもない。また「ニ」を訓み添えるなどのことは、語感なり語調なりに順うべきで、いずれでも自由に通ずるような気もしないわけでも

ない。しかし古訓点の語感は必ずしも後世のものに一致しないのであるから、加点のあるものはそのままとして、ないものは補うべきかどうかが問題で、そこに寸時のつまずきを感じたのである。まづ加点の例を挙げよう。

月蔵を説き已テ、爾の時に南方より大香雲来(り)て大香雨を雨(ふ)ル。(三頁一四行)

爾の時に世尊重(ねて)此(の)義(を)顯(さむと)して(而)頌(を)説(きて)曰(は)く、……(一一四〜一〇)

爾の時に世尊重(ね)て此(の)義(を)顯(さむと)して(而)頌(を)説(きて)曰(は)く、……(一一二〜一二)

いずれも「時に……」とていねいに訓み添えてある。ついでに、小著に収めた法華義疏長保点の例も掲げて見よう。これは索引から求めたものであるが、索引は代表例のつもりであるから、他にいくらかもあると思う。

爾の時に父を害(し)竟(る)を以(て)の故(に)父(を)ば標(せ)不(也)。(三六二〜三)

故(に)舍利弗(の)云(は)く、爾の時に心に自(み)ら「於」滅度に至(る)こと得たりと謂へり。(四四〇〜四)

長保点に、「ソ」の訓点があるので、「ソトキニ」と訓まれたことがわかるが、元慶点も恐らくかように訓まれたものであろう。補説の場合にも、とにかく「トキ」だけで副修句にはならず、「ニハ」を添えるものようである。

諸の有情を害せむトキには、此の善男子(は)是の事を見已(り)て……、(一五〜一)

世界に疫疔劫起(音)して諸の有情を害せむトキには、此(の)善男子(は)是(の)事を見、已に「於」晨朝の時に、諸の定力を以て疫病劫を除(き)て……。世界に饑饉劫起(り)て、諸の有情を害せむトキには、此の善男子、是(の)事(を)見て已(り)て「於」晨朝の時に、諸の定力を以て饑饉の劫を除(き)て、(令)諸の有情をして皆飽満すること得しむ。(一五〜三)

善男子、如(し)は大日の殿、世間に出(現)セルトキには、一切の苗稼、悉皆増長す。(八五〜九)

無論「ニ」を添えないで、係助詞がこれに代わって「トキハ」となる場合もある。

余の无量の衆の魔外道に(所)惑(せ)られ(シトキハ)……。 (四七〜七)

係助詞「ハ」を添えるのは、対照形であるようであるが、しからざる場合も多数ある。とにかく「……トキ」だけで副修句にはならず、どうも「ニ」「ニハ」「ハ」を添えるのが、これらの資料で見られる限り古典語の常態のようである。

「時」の上に修飾語がなく、いきなり「時」で始まる例は仏典に甚だ多いが、これは「ニ」を添えることは、これは今日の語感で考えられる通りである。

時に諸の大衆、地蔵菩薩摩訶薩の无量の称讃の功德(を)成就せ(る)ことを説(き)たまひ(ぬる)を聞(き)たまへて……、 (二九〜五)

これらを参考として、自分は「ニ」「ニハ」「ハ」などの助詞を訓み補って行ったが、実は元慶点には加点のない例も甚だ多い。今か

ら考えればそれらを加点のある方の形で一樣にぬりつぶして統一しようとしたわけで、かような補説が果してどこまで当を得たものか、どうもこうした場合に即座に釈然とできるものはないのが、古訓の訳文作成に常につきまとうことである。元慶点にはていねいに助詞「ニ」などを加点しない例の方が多いほどなのであるが、加点というのは、あまりに平易で常識的なものには省略されることが多かるうし、元來訓点のことは難字難語句の覚え書であるならば、平凡なものには却って施されない場合も多いのではなからうか。そう考えて、統一的に補ったが、かような補説が那辺まで妥当であるか、その場合場合に依じて差異があったような気もするし、やはり疑問が残るのである。ただし統一的に補ったといっても、終校の際にうっかり見おとした場合もあって、補説してないものもあるが、あるいはその不統一なのが却って当を得たのかも測り難い。

山田本法華経方便品の訓点を、大坪併治氏・築島裕氏・小林芳規氏の訳文で見ると、「爾時」に訓点を施したものは一つもないらしい。あまりありふれたものには訓を省略したのである。ただし、この訓点でも「時」はやはり、「ニ」を添えて訓むことには変りがない。

此の語を説(き)たまふ時に、……
是の思惟を作したまふ時に、……
時にありて時に乃し一(た)び出づ。
無論、係助詞の代理したのもある。

劫濁の乱せる時は、衆生も垢重し。
或ときは修多羅を説き、……

施点のない場合も、恐らくは「ニ」なり「ハ」なりを訓み補っていいたものであって、いきなり「……トキ」だけで副修句を作ったものではあるまい。(大坪併治氏の訳文に従う。)

春日先生の西大寺本の訳文を拝見すると、

爾時に薄伽梵(於)日の哺時に、「從」定ヨリして「而」起(ち)たまふ。(四一六)

爾時に王舎大城に一(はしら)菩薩摩訶薩の、名をば妙幢と曰ふ有す。(六九)

爾時に会の中に三万二千の天子あり。(二四七)

爾時に虚空藏菩薩摩訶薩、大衆の中に在(り)て、「從」座ヨリして「而」起(ち)て、……(二二)

この例は幾回となく実に頻繁に現われくる。加点のないものは、加点のあるもので推定してよく、元慶点などと考え合わせて、「ソノトキニ」と訓んだものと考えてよからう。

補説の場合にも助詞を読み添える。

若正(し)ク了知しヌルトキには、速に生死を出(で)ヌ。(二二)

濁水を澄淨マシ清淨ニアラシメツルトキには、復滓穢無くなりヌ。(二八二)

「ニハ」と補った場合は、対照形のもの、特示強調のものがあろうであるが、詳しく説くまでもなからう。

春日先生は研究篇の一〇一頁に、「トキ」の補説の場合が述べておられるが、引用された全ての例が、副修句の場合、たまたまみな「ニ」「ニハ」をとっているのでもわかるように、この本では助詞

を添えないで、いきなり「トキ」だけで、副修句とならないようである。

「時」の上に修飾語がない場合、「時ニ」となることは、元慶点の場合で述べた通りで、無論変りはない。

時に四(はしら)の世尊、妙幢菩薩に告(げ)て言(は)ク、…
…(八〜二一)

時に大会の中に婆羅門有り、…(二一〜二二)
なお他の例も挙げておこう。

寒キ時に披ケ着可カラむトキに、方に仏の舍利をば求むベシ。
(二二〜二二)

当に出現したまへリシ時に、初会には法を説(き)て、…(五
四〜二二)

是の時に童子婆羅門に語(り)て曰はク、…(二二〜三)
是の時に餓(ゑ)たる虎い、既に菩薩の頸の下ヨリ血の流(る)
ルを見て、…(一九二〜六)

若し法の如ク洗浴(せ)むと楽(は)む時には、壇場を作(ら)
むと方に八肘す応し。(二二〜五)

右のように見てくると、少くとも平安初期の古点本のあるものの状態が判明するのであるが、これを他の資料に及ぼしてよいかどうか。春日先生は成実論天長点をよく読まれて、先に、

田ノ畔无キトキ、水則住モヌ「不」が如ク……。

の例を提示されたが(西大寺本の研究篇、二七七頁)、「古訓点の研究」では、同例を「田ノ畔无キトキハ、……」と助詞が添えられてある。古訓点の語感では補読する方を採った方がよいのではな

らうか。

ところで古訓点の右のような言い方は、奈良時代には普通であった。というよりも、奈良時代の言い方が、古訓点に流れていると見てよいと思う。統紀宣命と万葉集とはっきりこれを示している。統紀宣命に、

かくたまへる時時……(五詔)

助け仕へ奉らむ時時……(一七詔)

敢へて仕へ奉るべき人無き時時……(二六詔)

国王い王位に坐す時時……(二八詔)

かくうちはやき時時……(三二詔)

謀反の事起りて在りし時時……(三四詔)

いくさを備ふる時時……(三四詔)

つかへ奉るべき人の侍り坐す時時……(三六詔)

六月十六日の申の時時……(四二詔)

かくの時時……(五九詔)

右が宣命語の常態であったから、一九詔の、

二日未時……

を「フツカノヒノヒツジノトキニ」と「ニ」を補つたのが正しく、これを補わなくては古語の姿態は整えられないのである。宣長の古訓はその点で適当といつてよからう。

万葉集は、全て「……トキニ」である。総索引で仮名書の諸例を見ると、係助詞などを添えたものは別として、みな「ニ」が添えられてある。

乞ひのみて我が待つ時に……(四〇一)

旅にして物思ふ時に……(三七八一)

橘の花散る時に……(四〇九二)

仮名書でないものにも、みな「ニ」を添えてある。

春霞たなびく時に……(七八)

桜花咲きなむ時に……(九七〇)

万葉集のあれこれの歌を想い浮べても、これは自然に首肯できるところであるが、総索引を観察しても、とにかく「……トキ」だけで副句にはならないようである。

ただし、「ニ」を添えないものに二例ある。

雲がくり雁鳴く時……(一七〇三)

これは「ニ」もしくは「ハ」などを訓み補つて定型とするのが無論妥当であろう。

香具山と耳梨山とあひし時……(二四)

の方はどうか。おそらく万葉中唯一の例外となるが、「ニ」を読み添えて字余りにすべきかどうか。副句ではないが、「花の有る時に」(一四九二)の字余りにならうわけである。ただ断定できないのは、書紀歌謡に、

玉に貫く時、おやし緒に貫く。(二二五)

とあることである。古語に余りないようなものが、早くも書紀歌謡にはつきりでてくる。古事記の歌謡では、

鶴がねの聞えむ時は……(八五)

の見えるのは妥当として、

奥つ鳥胸見る登岐波多々芸母……(五)

の方はどうか。書紀のような例がなければ、「胸見る時は……」

の句切れが即座にでき上ってもよいところであるが、これは至難の古語であり、韻律の上からも再考すべきであろうが、自分にはその力がたりない。あそこは三回の繰返しがあり、対照句のようにも受け取ることが許されるから、「……トキハ」をもつてしたのが適切であるのだが、ただこれは真の即興的思い付きで、今結論を急ぎ下す必要もあるまい。とにかく書紀の一例、それにこの例が言わば僅かの孤例なのであるが、歌謡韻文の特殊例として、散文と区別して行こう。(もつとも万葉集には、「……トキ」の例のないことを注意したが……)

あれは歌謡の事として、孤例をそのままにしておくならば、古事記の訓法には、この「時」の副句に関し問題とすべきものが大分にあると思う。つまり統紀宣命のような散文の上に見える「……トキニ」などを、古事記の本文の訓法に求められないかということである。かの古事記巻頭の、

天地初発之時、於三天原一成神名……

など、「……時ニ、高天原ニ……」としても許される様であり、古事記の古鈔本のあるものに、「トキニ」の訓を残したものであるのは、古書の読みのかなり古い伝統を存しているもののように思われる。ただ、「……時ニ、高天原ニ……」と「ニ」の重なるのが耳ざわりであるが、

爾時に会の中に三万二千の天子あり。(西大寺本、一四〇七)

爾時に王舎大城に一(はしら)の菩薩摩訶薩の、名をば妙幢と曰

ふ有す。(六〇九)

などいくらかもあるのを見ていると、どうも「初発ノ時ニ」と読み添

えなくなる。もつともこれは自分の古訓点に辟した語感のゆがみかもしれないし、平安初期の古訓点とはいいながら、それをただちに古事記の訓法に及ぼすことの不当さは、何人も直ちにこれをとがめるであろう。また「……トキ」で大きく一段を云いだすのは、古今集の詞書などで、例えば、

二条のきさきの東宮の御息所と聞こえける時 正月三日おまへに
召して…… (八)

などに見えるわけであるが、これは平安時代に入ってからの言い方で、統紀宣命のようなものに認められない以上、古事記には認められないように思う。それはそれとして、宣長などの古訓と称するものが、「時」の字を「……トキニ」「……トキ」の両様に入れ交えるのである。

くらげなすただよへる時……

引きあげたまふ時……

左のみ目をあらひたまひし時……

とあるかと思えば、

此の時、伊邪那岐の命いたくよろこばしてのりたまはく、……

その中の尾を切りたまふ時……

沼河姫をよばひにいでましし時……

とあって、甚だ区々たるものである。もし統紀などの散文の助詞を重く見るならば(敢えて古訓点を尊重せよとまではいわないが……)、今少し「……トキニ」と「ニ」を読み添えられないか、今少し統一してもよいではないかと考えるがどうであろうか。

奈良朝の伝誦記録と平安時代の仏典の訓点との混雑は慎しむべき

だとしても、時代は接近するし、ともに漢文格の範圍である。もし調査を更に拡張して、平安初期のすべての古訓点がひとしく「……トキニ」式であるならば、またそれが奈良朝の漢文格の記録の説誦に利用されてもよいのではないか、気ままに自分はそのように考えても見ることである。

平安時代の土左日記を見ると、

はつかあまりひとひの日のいぬのときに…… (十二月二十一日)

またあるときには (十二月二十七日)

からうたども、ときにつかはしきいふ。 (同上)

人々わらふときに (正月十一日)

いづれのときにかわるる。 (同上)

もろこしに渡りて、かへりきけるときに、 (正月二十日)

かなしびもあるときには…… (同上)

京より下りしときには…… (二月九日)

などと全く例外なく助詞をとるのに対して、同じ貫之に關係した古今集では、まず歌では、

うゑし時、花待ち遠にありし菊…… (二七二)

物を思ふ時、などか涙の…… (八〇五)

のようになり、詞書では手許の一本を見ると、

二条のきさきの東宮のみやすむ所ときこえける時、…… (八) (上)

掲

歌たてまつれと仰せられし時、…… (二二)

となつているかと思うと、

仁和のみかど、みこにおましましける時に…… (二〇〇)

となつていて統一がない。とにかく土左日記と古今集との間に、同じ平仮名文でありながらこの小異があるわけである。ただ小異として見逃がせないのは、そこに一方の統一あるものに対して、一方は不統一であるという一貫したものがあつたからである。土左日記は男子の日記（漢文体、または記録体のそれ）に模したというだけであつて、たしかに「トキニ」という言葉遣いに關してだけ言えば、当時の訓読語に近いような気がする。

こゝらで「……トキニ」特に「……トキニハ」（後のトキンバ）などが一つの語脈の特色をなすものであり、その語脈の最も著しいものの中には「……トキ」が現われないなどといったことを、後の資料において通じて論ずべきであらうが、それが簡単に通らないところに困難があるようである。訓読語脈と歌文語脈だけでは片ずかないものもあるからである。今はただ自分らのぞいた古い訓点資料の中では、「……トキ」の例がいかにも見当らず、それが奈良時代の語脈のある一方から来ているらしいことだけを述べて、この雑文を打ちきりたい。紙数も尽きたし、締切りの日を何ヶ月も伸ばして頂いたから……。（三五年二月十六日）

—東京教育大学教授—